公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

2025.4.21

立憲民主党党生殖補助医療PT／会派厚生労働部門・子ども政策部門合同会議

特定生殖補助医療に関する日本産科婦人科学会の考え

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長　加藤 聖子
特定生殖補助医療に関する運用検討小委員会委員長　久慈直昭
臨床倫理監理委員会委員長　鈴木 直

公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

本日の発表の内容

1）日本産科婦人科学会の取り組み

鈴木直：聖マリアンナ医科大学産婦人科学主任教授

2）出自を知る権利とは何か
～提供者に「会う」必要性

久慈直昭：東京医科大学客員教授、Noah ARTクリニック武蔵小杉 統括医師

3）日本産科婦人科学会からの要望

加藤聖子：九州大学生殖病態生理学分野（産科婦人科）教授

背景-1

✓ 日本産科婦人科学会は、倫理的に注意すべき事項に関する見解を公表し、日本産科婦人科学会の会員に遵守を求めてきた（倫理に関する見解;17）

2023年6月改定	生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解	（1986年～）
2024年6月改定	体外受精/顕微授精・胚移植に関する見解	（1983年～）
2024年6月改定	ヒト受精胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解	（1998年～）
2022年6月改定	医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解	（2014年～）
2015年6月改定	提供精子を用いた人工授精に関する見解/考え方	（1997年～）
2023年6月改定	生殖補助医療における多胎妊娠防止に関する見解	（1996年～）
2023年6月改定	精子の凍結保存に関する見解	（2007年～）
2013年6月改定	ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解	（1985年～）
2022年3月改定	「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」の実施に関する細則	（2015年～）
2024年6月改定	「重篤な遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査（PGT-M）」に関する見解／細則	（1998年～）
2022年1月	不妊症および不育症を対象とした着床前遺伝学的検査に関する見解	（2022年～）
2022年1月	不妊症および不育症を対象とした着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）に関する細則	（2022年～）
2022年1月	不妊症および不育症を対象とした着床前胚染色体構造異常検査（PGT-SR）に関する細則	（2022年～）
2001年12月追加	死亡した胎児・新生児の臓器等を研究に用いることの是非や許容範囲についての見解/解説	（2001年～）
2023年6月改定	出生前に行われる遺伝学的検査に関する見解	（1998年～）
2003年4月	代理懐胎に関する見解/考え方	（2003年～）
2004年4月	胚提供による生殖補助医療に関する見解/考え方	（2004年～）

42年

28年

22年
21年

背景-1

✓ 生殖補助医療に関連した判例の一例

- 1998年：離婚後の親権に関する判例（AID）
- 1998年：夫による嫡出否認に関する判例（AID）
- 2005年：夫の生死と提供卵子を使用した代理懐胎に関する判例
- 2006年：死後生殖に関する判例
- 2007年：依頼者夫婦の配偶子を使用した代理懐胎による判例
- 2013年：性同一性障害者に対する生殖補助医療に関する判例（AID）

AID：第３者提供精子を用いた人工授精

- 日本産科婦人科学会の見解は、生殖補助医療を行う**学会員に対する自主的な規制**

背景-2

レファレンス 815号、37-64, 2018

日本における生殖補助医療の規制の現状と法整備の動向

日本における生殖補助医療の規制の現状と法整備の動向

国立国会図書館　調査及び立法考査局
社会労働課長　三輪　和宏
国立国会図書館　前　調査及び立法考査局
議会官庁資料課　林　かおり

別表２　生殖補助医療に関する検討報告書等の比較

	厚生科学審議会 先端医療技術評価部会 生殖補助医療技術に関する 専門委員会	厚生科学審議会 生殖補助医療部会	日本学術会議 生殖補助医療の在り方 検討委員会
報告書名	『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書』2000.12.	『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』2003.4.	『対外報告　代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題―社会的合意に向けて―』2008.4.
基本的な考え方	○生まれてくる子の福祉を優先す ○人 して扱 ○安全性に十分配慮する。 ○優生思想を排除する。 ○商業主義を排除する。 ○人間の尊厳を守る。	○生まれてくる子の福祉を優先する ○人 て扱っ ○安全性に十分配慮する。 ○優生思想を排除する。 ○商業主義を排除する。 ○人間の尊厳を守る。	○代理懐胎をはじめとする生殖補助 に は、 先とす
規制官庁・管理運営機関の設立と役割	○各生殖補助医療の利用に関して、倫理的・法律的・技術的側面から検討を行い、必要な提言を行う公的審議機関を設ける。 ○提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に関する管理運営を行う公的管理運営機関を設ける。	公的管理運営機関の業務 ○情報の管理業務 ・（生殖補助医療を受けた夫婦・提供者・その配偶者の）同意書の保存 ・同意書の開示請求への対応 ・個人情報の保存 ・出自を知る権利への対応 ・医療実績等の報告の徴収並びに統計の作成及び公表 ○精子・卵子・胚のコーディネーション業務及びマッチング業務	○代理懐胎の試行に当たっては、医療、福祉、法律、カウンセリングなどの専門家を構成員とする公的運営機関を設立すべきである。 ○生命倫理に関する諸問題[注1]については、その重要性にかんがみ、公的研究機関を創設するとともに、新たに公的な常設の委員会を設置し、政策の立案なども含め、処理していくことが望ましい。

24年前!!　**22年前!!**　**17年前!!**

継続して審議されていない現状がある！！

日本産科婦人科学会の取り組み

公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

- 2003年までは、家族法の規定がなかったため、**親子関係を安定的に成立させる観点から**「匿名」としてきた

- 2003年厚生労働省、生殖補助医療部会専門部会最終報告書に従って出された、「法案成立までは人工授精型AIDしか認めない」という医政局長通知にしたがって会告変更せず（現在まで）

- しかしながら、子どもの出自を知る権利への訴えの声は無視できず、2000年当初の頃からと比べて、告知を進めるように実施医療機関の考えは変化

- 2015年にビクトリア州で始まった「遡及的開示」の影響で、2018年頃から匿名の提供者が激減し、社会問題となる。日産婦もこれに対応して記者クラブ勉強会等を開始

公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

日産婦シンポジウム 令和5年1月15日 14-17時

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について-議論すべき課題の抽出-」

- 特定生殖補助医療を提供している医療者・支援者
- 特定生殖補助医療で生まれた子ども
- 特定生殖補助医療を使って子を成した親
- 特定生殖補助医療を使って子を成そうとしている方

すべてが一堂に会したシンポジウム

本シンポジウム開催の趣旨　**オープンな議論が不足している！！**

令和2（2020）年12月4日、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）が成立し、同月11日に公布されました。その附則第3条には、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次の事項、その他必要な事項については、おおむね2年を目途として（2022年秋で2年経過）検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置等が講ぜられるものとする（○生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方 ○生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供又はあっせんに関する規制の在り方 ○生殖補助医療の提供を受けた者、精子又は卵子の提供者及び生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存・管理、開示等に関する制度の在り方）と記載されております。

日本産科婦人科学会では、生殖・周産期医療に関係する生命倫理を考えるに際しての日本産科婦人科学会の基本姿勢（2022年3月9日公表）に鑑み、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関しての情報公開、オープンな議論が不足しているのではないかとの判断のもと、**「シンポジウム：精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について―議論すべき課題の抽出―」**を計画いたしました。

本シンポジウムでは、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について、より良い方向に進めていくために多くの方々からのご意見を拝聴し、議論すべき大切なポイントを抽出し、そして社会へその内容を発信すると同時に、立法府での議論の参考としていただくことを目的とします。

■シンポジウム
「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について―議論すべき課題の抽出―」
・日時：2023 年 1 月 15 日（日）14：00-17：00
・開催方法：オンライン開催

一般公募抄録：133題

○プログラム・座長・講演者

座長：柘植あづみ（明治学院大学　社会学部社会学科　教授）
武藤香織（東京大学医科学研究所 公共政策研究分野）

挨拶：木村正（公益社団法人 日本産科婦人科学会　理事長）

1. 「AID；歴史から見た問題点」
久慈直昭（東京医科大学　産科・婦人科　教授）

2. 提供精子・卵子の日本での現状
「提供精子・卵子の日本での現状～卵子を中心に」
金城清子（JISART 倫理委員　元龍谷大学法科大学院　教授）
「生まれる子どもが、自分の出自に向き合える環境の整備を」
宮﨑薫（はらメディカルクリニック　院長）

3. 「精子提供で生まれた当事者の立場から考えること」
石塚幸子（非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ）

4. 「『家族になる・家族を支える』という視点から」
清水清美（すまいる親の会　事務局）
「無精子発覚のドン底から、無精子に感謝するまで」
「4 歳の娘に 3 年間告知してきた父親から見た、出自を知る権利」
寺山竜生（すまいる親の会　代表 / 一般社団法人 AID 当事者支援会 代表理事）

5. 一般公募

挨拶：三上幹男（公益社団法人 日本産科婦人科学会　臨床倫理監理委員長）

https://www.jsog.or.jp/modules/committee/index.php?content_id=291

報告書

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療についてのー議論すべき課題の抽出ー」

2023年4月7日

日本産科婦人科学会　理事長　木村　正
日本産科婦人科学会臨床倫理監理委員会　委員長　三上幹男
同副委員長　鈴木　直
同主務幹事　佐藤健二
同委員　永松　健
第三者が関与する生殖補助医療に関する小委員会　委員長　苛原　稔
同副委員長　岩佐　武

本報告書は、この時の動画、議事録、寄せられた感想・ご意見・ご質問などをもとに抽出した議論すべき課題・要望となります

生殖補助医療の在り方を考える議員連盟第23回総会
2023年4月25日（火）

【生殖補助医療の規律に関する立法について（たたき台）】並びに【出自を知る権利】に関する意見

公益社団法人　日本産科婦人科学会

理事長　木村　正
臨床倫理監理委員会 委員長 三上 幹男
同 副委員長 鈴木　直 （発言者）

公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

1. 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を希望する**カップルに対して、親となるために生じる課題に関する情報提供**が行われ、その**カップルの子どもに対して、成長に合わせた継続的な心理支援が行われる**ことを求めます：国の責務

2. 生まれてきた子どもへの**幼少期からの告知を推奨します**：国には、治療前から出産後にかけて告知の重要性を継続的に伝えるとともに、告知の時期や方法について支援する体制を敷くことを求めます。：本医療によって生まれてくる子どもの福祉や権利を守るためにも、国には、子どもへの告知並びに子どもの出自を知る権利に関する法整備を、行政にはその告知を支援し、出自を知る権利を保証するための情報管理体制の早急なる確立を強く要望します

3. 生まれてきた子どもの**出自を知る権利について、国と行政を中心とした実施体制の整備**を求めます：国には、まず、出自を知る権利の当事者である子どもたちがいかなる情報提供をいかなる時期に望んでいるのかを知った上で、どのような制度が必要かを考え、子どもの出自を知る権利に関する法整備を早急に進めるとともに、その情報管理体制の具体的な整備方針（公的管理運営委員会の設置、長期にわたる同意書などの保存、出自を知る権利の行使に対する対応、医療実績などの調査・統計の作成などについて）を定め、行政が実行することを強く要望します

4. 提供精子を用いた体外受精・顕微授精の導入に関する議論を求めます：提供精子を用いた体外 受精・ICSI を認めるのかどうか、厚生労働省が2001 年1 月17日（22 年前）に発出した母子保健課長通知を、どのようにするのかを早急に明確にして公表していただくことを求めます

5. 本医療に伴って発生する費用負担に関する議論を求めます：国が関与する形での議論ならびに体制整備を強く要望します

6. 精子、卵子、胚の提供またはあっせんに関する法的規制の整備を求めます：国が関与する形での精子、卵子提供体制の整備が望まれます

7. 本医療の提供範囲について議論の継続を求めます

8. 日本産科婦人科学会は、法で定められた医療関係者の責務「基本理念を踏まえ、良質かつ適切な生殖補助医療を提供するように努める」を目標に活動をして参ります：生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（2020（令和2）年12月）第5条

2023年11月22日

2023 年 11 月 22 日

生殖補助医療の在り方を考える議員連盟
会　長　　野田 聖子 様
幹事長　　秋野 公造 様
事務局長　伊藤 孝恵 様

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 加藤 聖子
臨床倫理監理委員会　委員長 鈴木　直

生殖補助医療の規律に関する立法について（たたき台）
【特定生殖補助医療に関する法律案（仮称）（新規立法）】への要望

2023 年 4 月 25 日に開催されました第 23 回総会では、弊会からの要望を発言させていただく機会を賜り誠にありがとうございました。又、11 月 7 日の第 25 回総会で貴議員連盟がご提案されました案に「第 8　特定生殖補助医療により出生した子に対する配慮等」を新たに加えていただきましたことに深謝申し上げます。出自を知る権利はこどもの権利となりますことから、幼少期からアイデンティティーを確立するために、テリングに関する相談支援は大変重要かと存じます。出自を知る権利も守りかつドナーの権利も守ることの重要性を理解しつつ、以下、第 25 回総会でのご提案内容に対する要望を提出させていただきます。ご検討いただければ幸甚に存じます。

1. （第 4）の条文にマッチングの際に血液型の情報の開示をお願いしたい。病気にかかった場合あるいは学校教育の現場で、成年に達する以前に血液型を調べる機会があると思われる。
2. （第 7）の条文に「特定生殖補助医療により出生した子であると思料するものであって成年に達したものから」とあるが、開示年齢の引き下げを検討していただきたい。具体的には臓器移植の意思表示の年齢と合わせて、15 歳以上を提案する。
3. （第 7）の条文に「精子・卵子の提供者の情報を省令では、身長、血液型、年齢と規定する」とあるが、個人が特定されない特性（性格、体格、趣味、職業等）の情報に開示情報の内容を拡大していただきたい。
4. （第 7）の条文の文章から、「子に提供する情報についての回答があったときは」を削除し、「提供時に同意された情報を」に変更してほしい。精子・卵子の提供者が、提供時に同意した情報を子に提供することを拒否した際には、その理由が正当であるか否かの判断は家庭裁判所での裁定に任せる（本内容に関してはどのような方策をとるか十分に議論いただきたいこと）。

出自を知る権利として子どもが求めるのは「自分の自我に関わる情報」の中でも、提供者から遺伝する得意なこと、不得意なこと、性格等であり、今回の「身長、血液型、年齢」のみでは不十分かと存じます。テリングを行う体制を整えていただいたにも関わらず、幼少期から十分な開示情報を伝えることができず、情報開示が成年に至ってからでは、不十分なテリングとなる可能性が予想されます。すなわち、「子どもが成年になって請求したときに提供者が教えたい情報だけ教える」では、子どもの権利が尊重されない内容かと存じます。なお、個人を特定できない情報に関しては、分娩後に伝えることによってドナーの選別等の懸念は回避され、幼少期からのスムースなテリングへの移行に繋がると予想できます。

以上

公益社団法人　日本産科婦人科学会
〒104-0031　東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 8 号 明治屋京橋ビル3階
TEL：03-4330-2864　FAX：03-4330-2865　E-mail：nissanfu@jsog.or.jp

1. （第4）の条文にマッチングの際に**血液型の情報の開示をお願いしたい**。病気にかかった場合 あるいは学校教育の現場で、成年に達する以前に血液型を調べる機会があると思われる。

2. （第7）の条文に「特定生殖補助医療により出生した子であると思料するものであって成年に 達したものから」とあるが、**開示年齢の引き下げを検討していただきたい。**具体的には臓器移 植の意思表示の年齢と合わせて、15 歳以上を提案する。

3. （第7）の条文に「精子・卵子の提供者の情報を省令では、身長、血液型、年齢と規定する」と あるが、**個人が特定されない特性（性格、体格、趣味、職業等）の情報**に開示情報の内容を拡 大していただきたい。

4. （第7）の条文の文章から、**「子に提供する情報についての回答があったときは」を削除し、「提 供時に同意された情報を」に変更してほしい**。精子・卵子の提供者が、提供時に同意した情報 を子に提供することを拒否した際には、その理由が正当であるか否かの判断は家庭裁判所での 裁定に任せる（本内容に関してはどのような方策をとるか十分に議論いただきたいこと）。

公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

- 子どもが成人して希望した際に、自ら出自を確認できる公的な保障が出来ることは何よりも必須！！→本法律案

✓テリングの体制の整備！！

- テリング支援の一環として、ドナーの同意のもと、**非特定情報を親に共有しテリングに使用する試みが法律によって禁止されないこと**を切に要望したい
  - ✓ なぜなら、この取り組みで実際にテリングが進んでいる施設があり、この取り組みはテリングの確実性を高める良い試みである
  - ✓ またドナーの非特定情報が、子どもの成長に大変重要なことは海外の例からも十分にエビデンスがあるため

公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

本日の発表の内容

1）日本産科婦人科学会の取り組み

鈴木直：聖マリアンナ医科大学産婦人科学主任教授

2）出自を知る権利とは何か
～提供者に「会う」必要性

久慈直昭：東京医科大学客員教授、Noah ARTクリニック武蔵小杉 統括医師

3）日本産科婦人科学会からの要望

加藤聖子：九州大学生殖病態生理学分野（産科婦人科）教授

告知をうけず、思春期以降に偶然事実を知った子どもの衝撃

（親子関係・自己の確立）

１．identity喪失

（自分が何者かわからなくなる；「地面に突然穴が開いて、ふわふわ浮かんでいるような感じ」）

２．（隠していた）親への信頼感消失

（遺伝情報の欠如）

３．自分の体質や遺伝病への不安

４．近親婚の危険性

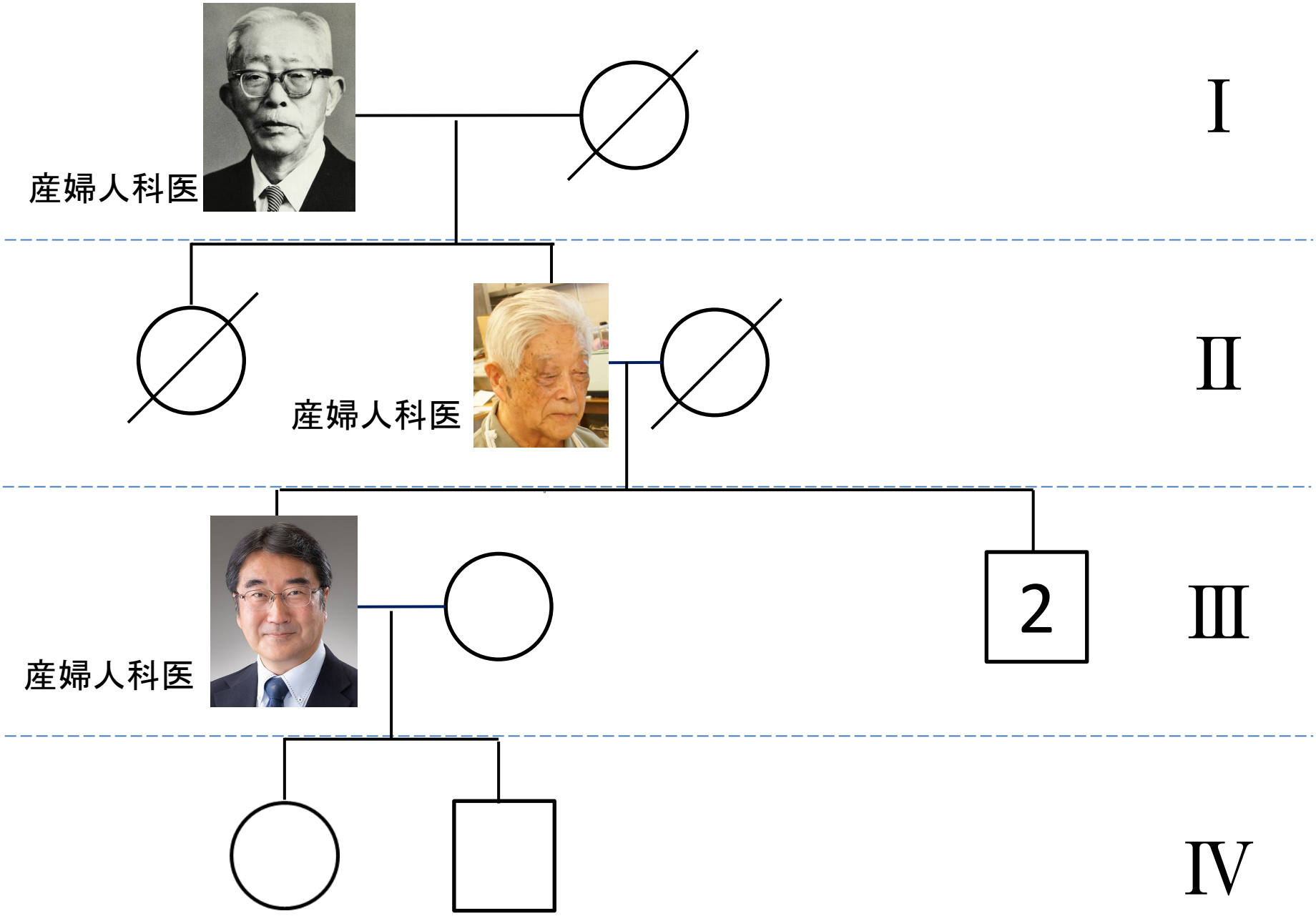
産婦人科医
I
産婦人科医
II
産婦人科医
2
III
IV

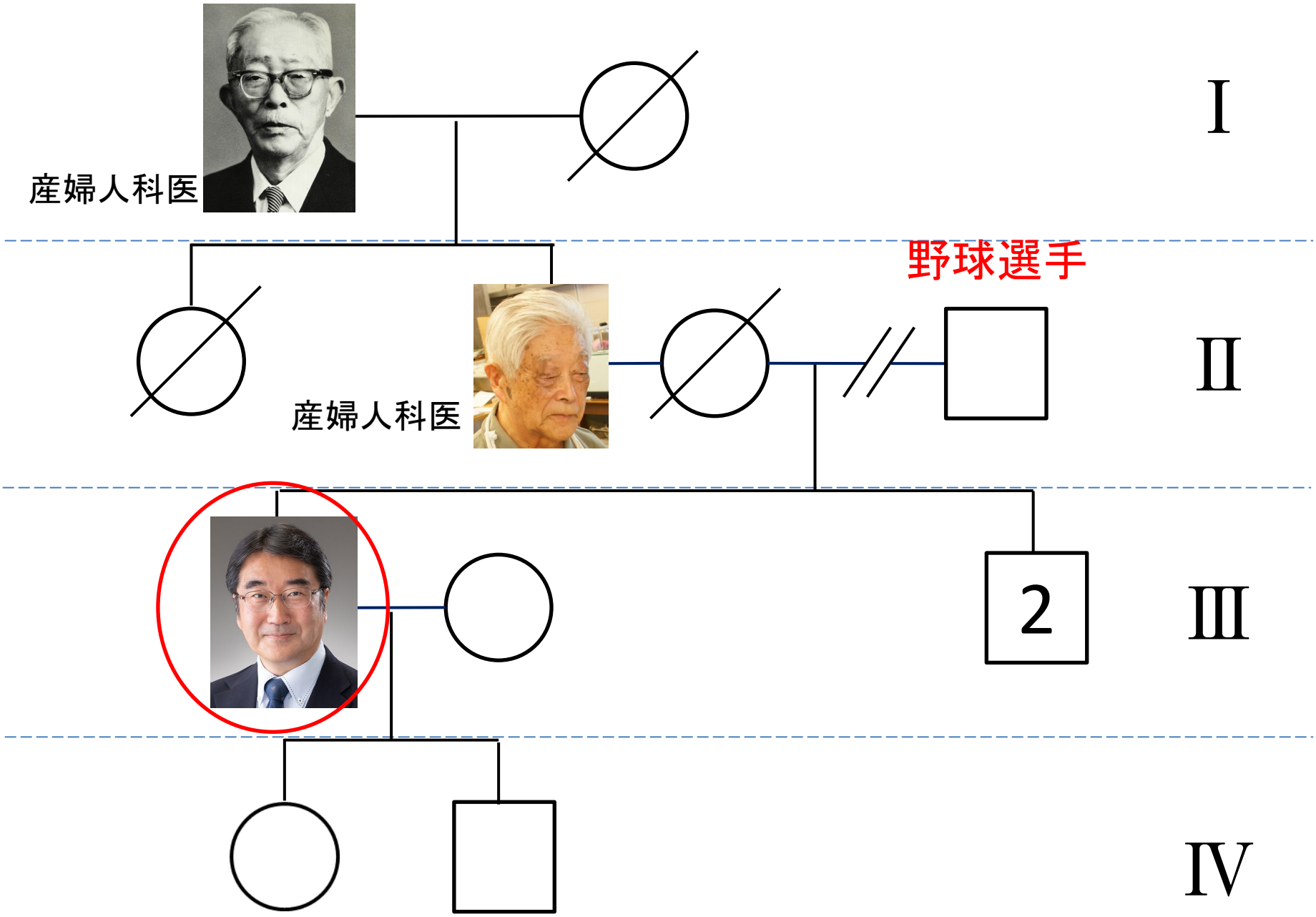
産婦人科医
I
野球選手
産婦人科医
II
2
III
IV

「幸せな家族の物語」

- オーストラリアで生まれた20代後半の女性（取材当時）
- 父の同僚からの精子提供で生まれ、最初から提供者を知っている
- 父は「愛し、育ててくれる人」で、目の前の一人しかいない

幸せな家族の物語
～提供者

- 提供者の彼は叔父さんの様なもの
- 彼とは人生の重要な出来事を共有し、私のことを誇りに思っていることを知っている
- 別に彼といつも結びついていたいとも思わない―聞きたいことがあれば、彼はいつもそこにいる

幸せな家族の物語
～精子提供で生まれた他の子と出会って～

- （成人して、精子提供で生まれた人と出会った）
- 彼らが怒り、悲しみ、裏切られたと感じ、両親を信じられなくなり、自分の存在自体さえ幸せに思えないでいることは衝撃だった
- このような人たちと話すのはつらかった；驚くことに、殆ど共通点がなかったのだ
- 同じ方法で生まれたが、私たちはとても違った人生を歩んでいる

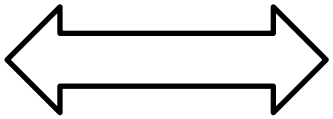

「出自を知る権利」

生殖補助医療により生まれた子が、精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を知ること（厚生科学審議会、2003）

cf.　子どもの権利条約（国際連合、1990）

第7条：氏名および国籍を得る権利、父母を知り父母から養育される権利。

他人の個人情報を知る権利？提供者が父母？養育される？

「出自を知る権利」

生殖補助医療により生まれた子が、~~精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報~~自己の遺伝的背景を知ること

cf.　子どもの権利条約（国際連合、1990）

第7条：氏名および国籍を得る権利、父母を知り父母から養育される権利（と同様に、自己の遺伝的背景を知る権利）。

~~他人の個人情報を知る権利？提供者が親？養育される？~~

（もともと自分のものだから）「情報を得てはいけない」はおかしい　　→　情報をえることは（最低限）子どもの権利

「人工授精 （匿名）精子ドナー不足」（朝日新聞、2018.10.21　東京）

朝日新聞　２０１８年１０月２１日　朝刊　３ページ　東京本社

人工授精 精子ドナー不足

最多実施の慶大病院 希望夫婦受け入れ中止

提供精子を使う人工授精(AID)の流れ

夫の精子で妊娠できなかった夫婦

人工授精

病院がドナーを確保

夫婦と生まれた子どもにはドナーの個人情報を伝えない

課題

生まれた子どもの父親を明記した法律がないため、ドナーが父親とみなされる可能性がある

慶応大病院でドナー不足に。親子関係をめぐるトラブルが起きることを懸念か

「出自知る権利」懸念 背景に

夫の精子で妊娠できなかった夫婦が、やむを得ず他人の精子を使う人工授精（ＡＩＤ）を、国内で最も多く行っている慶応大学病院（東京都新宿区）で、事業の継続が危ぶまれている。新たなドナー（提供者）が確保できないため、背景に匿名のドナーの情報が将来、「出自を知る権利」を理由に公表される可能性への懸念があるとみられる。同病院は今夏、提供を希望する夫婦の新規受け入れを中止。近く、事業の存続などについて協議する。

ＡＩＤは夫が無精子症などで妊娠に至らず、他の選択肢がない夫婦が対象。ドナーは性感染症などを調べたうえで精子を提供する。日本産科婦人科学会によると、全国の登録施設は12カ所（今年7月現在）。2016年はＡＩＤが計3814件行われ、慶応大病院が半数の1952件を占める。

同病院はドナーのプライバシー保護などを理由に、提供を受ける夫婦や生まれた子どもにドナーの情報を公表していない。ただ、海外で出自を知る権利が認められてきた状況をふまえ、昨年6月、ドナーの同意書の内容を変えた。

匿名性を守る考えは変わらないが、生まれた子が情報開示を求める訴えを起こし、裁判所から開示を命じられると公表の可能性がある旨を明記。日本はＡＩＤで生まれた子の父親が、育てた男性かドナーのどちらなのかを明確に決めた法律がないため、扶養義務などの法的トラブルが起こりうることを丁寧に説明した。

すると、昨年11月以降、新たにドナーを確保できなくなり、今年8月、提供を希望する夫婦の新規受け入れを中止した。このままだと事業を続けられなくなる。感染症検査などをせず、ネットを通じて個人で精子提供する動きもある。同病院でＡＩＤができなくなれば、こうした精子提供に頼る人が増える恐れもある。同病院はドナーの集め方は非公表だが公募はしていない。慶応大の田中守教授（産科）は「善意のドナーをトラブルに巻き込まないために親子関係の法整備を進めてほしい」と訴える。

提供者確保との両立難題

国の専門家会議は2003年、法整備に加えて、公的機関でドナーの個人情報の保存や開示請求の相談に応じるよう求めたが、実現していない。法務省は今月立ち上げた研究会で、提供精子で生まれた子どもの親子関係に関する法整備も、議論の対象とした。

一方、日本産科婦人科学会は見解で、ドナーのプライバシー保護のため相手夫婦や生まれた子どもにはドナーの個人情報を公表しないとしてきた。

この見解に基づき、ＡＩＤを年約300件行っているセントマザー産婦人科医院（北九州市）の田中温院長は「出自を知る権利は認めた方がいいが、ドナーが特定されるようになればドナーは確実に減る。両立は非常に難しい」と話す。同医院では、不妊治療を受けて妊娠した夫婦の夫に、精子の提供を依頼。約半数が協力してくれるという。

・慶応大名誉教授は、開示請求を受けて機械的に公表すれば親子とドナーとの間でトラブルが起きかねないと考える。「公的なカウンセリング体制を構築することが大事だ」と語る。（福地慶太郎）

最多実施の慶大病院　希望夫婦受け入れ中止

匿名ドナーの情報が将来「出自を知る権利」を理由に公表される可能性への懸念

提供精子登録者数の状況
（はらメディカル；鴨下桂子先生提供）

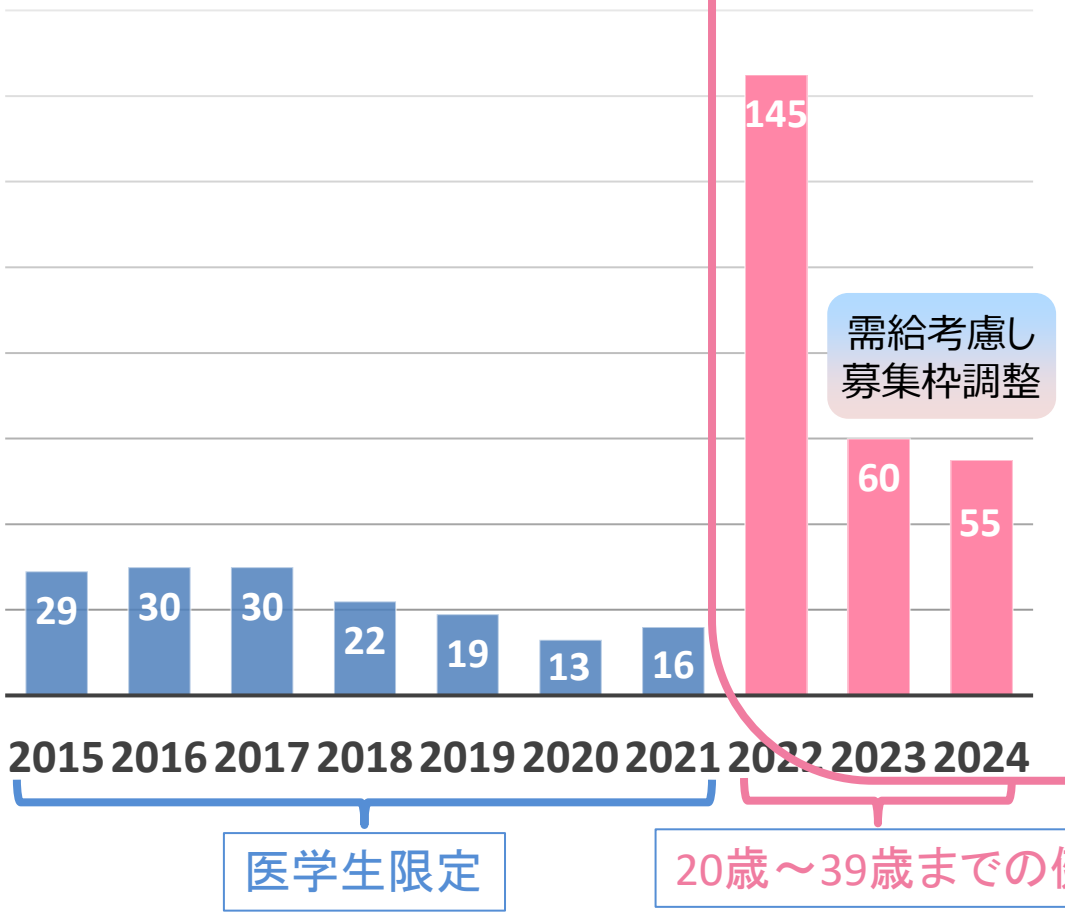

非匿名・匿名の割合
（2022-2024）

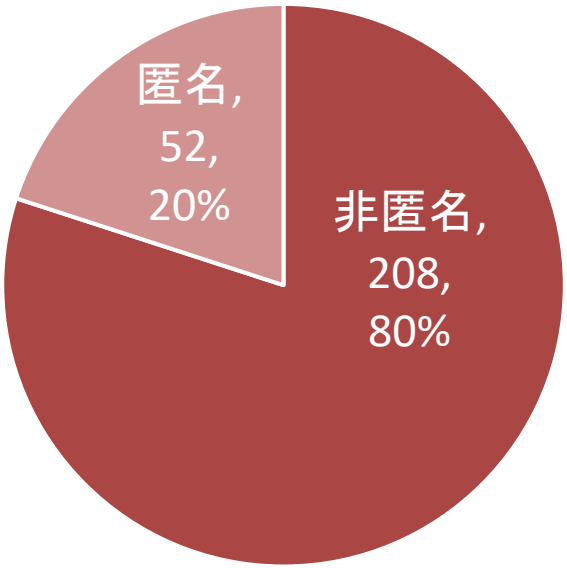

審査合格率30.6%
ドナーの平均年齢は31歳

小括2. 出自を知る権利とは～提供者に「会う」必要性

1. 子どもが求めるのは、自己の（包括的）遺伝的背景

1）「何が得意で何が不得意」「自分は何ができるか」等；

2）疾病情報等も必要だが、重要性がこれより低い

→　最終的に「コンタクト」が必要（面会、手紙など）

cf.　親を探しているわけではない

2. 非匿名でも提供する男性は相当数存在する

提出法案への具体的要望
（出自を知る権利確保へつながる第一歩）

提出法案では「提供者を知りたい」という子どもの意思を伝えるだけ　；
　あいやすい仕組みも、子どもや提供者へのサポートも明記無し

１）提供時、（生存時）氏名開示の意思があるかを提供者に確認
（非匿名でも提供する男性の割合）

２）上記情報（匿名、非匿名）を実施前に夫婦がえられるようにする
（非匿名を望む親の割合、親の意思）

３）氏名開示の際の子ども・提供者へのカウンセリングの必要性を明記

公益社団法人日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

本日の発表の内容

1）日本産科婦人科学会の取り組み

鈴木直：聖マリアンナ医科大学産婦人科学主任教授

2）出自を知る権利とは何か
～提供者に「会う」必要性

久慈直昭：東京医科大学客員教授、Noah ARTクリニック武蔵小杉 統括医師

3）日本産科婦人科学会からの要望

加藤聖子：九州大学生殖病態生理学分野（産科婦人科）教授

各省庁における生殖補助医療の検討

平成10年10月～平成12年12月
　　厚生科学審議会先端医療技術評価部会
　　生殖補助医療技術に関する専門委員会

平成13年4月～
　　法制審議会生殖補助医療親子法制部会

平成13年7月～平成15年4月
　　厚生科学審議会生殖補助医療部会

平成18年12月～平成20年4月
　　日本学術会議生殖補助医療の在り方委員会

平成25年11月～
　　自民党生殖補助医療に関するPT

令和2年12月
　　生殖補助医療により出生した子の親子関係に
　　関する民法の特例に関する法律の成立

（吉村泰典先生のスライドより）

厚生科学審議会生殖補助医療部会の報告書の骨子

（平成15年4月）

- 夫婦以外の精子、卵子の使用を認める。胚の提供は禁止しない
- 代理母は禁止
- 提供は無償。実費相当分の授受は認める
- 提供者は匿名。兄弟姉妹は現時点では認めない
- カウンセリングの機会の保障
- 罰則を伴う法規制を行う
- 子を出産した者を母とし、同意した夫を父とする旨を法律に明記
- 生まれた子は、提供者を特定できる個人情報まで知ることができる
- 管理運営を行う公的機関を設ける

→今回の法案では認められている。

（吉村泰典先生のスライドより改変）

（提供型特定生殖補助医療に関する基本理念）

第四条
提供型特定生殖補助医療を受ける夫婦以外の者の提供による精子又は卵子が用いられるという特質（次項及び第五項において「提供型特定生殖補助医療に係る特質」という。）を踏まえ、適正に行われなければならない。

２　＝＝＝＝＝必要かつ適切な説明が行われ、その十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようにしなければならない。

３　＝＝＝＝＝＝当該精子を提供する者又は当該卵子を提供する者に対する必要かつ適切な説明が行われ、その十分な理解を得た上で、任意に行われるものでなければならない。

４　提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供については、当該精子を提供する者又は当該卵子を提供する者の健康の保護について十分に考慮されなければならない。

５　提供型特定生殖補助医療により出生した子については、提供型特定生殖補助医療に係る特質に鑑み、その年齢及び発達の程度に応じて提供型特定生殖補助医療により出生した事実を知ることができるようにするとともに、その希望に応じて自らの出自に関する情報を知ることができるよう、必要な配慮がなされなければならない。

特定生殖補助医療法案の評価できる点と懸念点

１）法律が成立すること

評価できる点　国の関与（内閣府令）による体制整備、データの保存（成育医療センターの関与）、精子だけではなく卵の提供、体外受精、利益の授受の禁止が明記されている

懸念点　秘密保持に関する罰則規定があり、テリングに必要なドナー非特定情報の夫婦への開示などの、テリング支援の良い試みまで禁止される可能性がでてくる

２）対象が法律婚のみ

評価できる点　ドナーに親権がないことがクリアになる
親子関係の不安定さが解消

懸念点　事実婚・同性カップルがこの医療を受けられない

３）出自を知る権利

評価できる点　精子又は卵子の提供者の個人非特定情報の開示は明文化されている

懸念点　その内容が不十分・成人になってからしか開示請求できない。
学会が望んでいる非匿名の扱いが明記されていない。

（検討）
第二条　特定生殖補助医療を受けることができる者の範囲については、特定生殖補助医療により生まれる子の福祉を踏まえ、特定生殖補助医療により子をもうけることを希望する者が置かれている状況に鑑み、この法律の公布後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

２　特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに資する制度の在り方については、当該子の福祉を踏まえ、精子又は卵子の提供に係る状況を考慮しつつ、この法律の公布後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

３　政府は、前項の制度が設けられたことを踏まえ、特定生殖補助医療により出生した子以外の者であって自らの出自に関する情報を知ることが困難な状況にあるものがそれを知ることに資する制度を設けることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

４　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

日本産科婦人科学会から立憲民主党を含む国会議員の方への要望

１）この分野の法整備は日本産科婦人科学会が20年以上主張してきたものであり、早期の国会での法案成立を望んでいる。

２）法案は評価できる点も多くあるが、一方懸念点もある。
特に出自を知る権利やテリングに必要なドナーの非特定情報の夫婦への開示などの、テリング支援の良い試みを認めることは重要である。
これらの懸念点の多くは成立後の検討項目に入っているので、成立後施行までに内閣府令に盛り込んでもらえるように、国会で審議を開始してほしい。

３）事実婚や同性カップルがこの医療の対象になるように、国はまず民法や民法特例法において親子関係に関する法制度を整えてほしい。

生まれてくる子の幸福のために、ぜひご協力よろしくお願いします。